

# 第13回厚別区防犯ネットワーク会議

- 日時 平成30年2月7日(水) 10時00分～11時30分  
■場所 厚別区役所2階 会議室A

## 次第

- 1 開会
- 2 自己紹介(初参加者)
- 3 代表挨拶  
厚別区防犯ネットワーク代表 梶尾美加子
- 4 意見交換  
防犯と交通安全の連携について
- 5 報告
  - (1) 各構成団体から
  - (2) 来年度の事業計画について
  - (3) 防犯カメラの設置補助について
- 6 閉会

### 《配布資料》

- ・資料1 平成29年度厚別区防犯ネットワーク構成員等一覧
- ・資料2 子ども110番の家申請状況一覧
- ・資料3 平成29～30年度事業計画
- ・資料4 厚別区防犯ネットワーク規約

# 平成29年度厚別区防犯ネットワーク構成員等一覧

資料1

| 氏名     | 所属団体               | 所属役職              | 備考                  |
|--------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 栃尾 美加子 | 小学校長会厚別支部          | 防犯ネットワーク担当        | ◎当ネットワーク代表、厚別西小学校校長 |
| 波多野 達郎 | 厚別区PTA連合会          | 副会長               | ○当ネットワーク副代表         |
| 松山 瑞穂  | 厚別中央地区まちづくり会議      | 幹事長               | 厚別中央町内会連合会総務部長      |
| 藤島 敬久  | 厚別南まちづくり会議         | 防犯・安全対策部会         | 上野幌中央第六町内会会長        |
| 横山 正則  | 厚別西地区まちづくり会議       |                   | 森林公園町内会 防犯防災部長      |
| 太田 昭一  | もみじ台まちづくり会議        |                   | もみじ台みなみ自治会副会長       |
| 朝日 俊則  | 青葉地区まちづくり会議        |                   | 青葉13町内会会長           |
| 栗原 佐外夫 | 厚別東地区まちづくり会議       |                   | 厚別東町内会連合会交通安全部長     |
| 西根 由美子 | 厚別区民生委員児童委員協議会     | 厚別中央地区民生委員児童委員協議会 |                     |
| 野川 順子  | 厚別区青少年育成委員会連絡協議会   | 副議長               |                     |
| 山本 康次  | 札幌市厚別区保護司会         | 副会長               |                     |
| 大川 博   | 厚別区中学校長会           | 防犯ネットワーク担当        | もみじ台南中学校校長          |
| 田中 昭夫  | 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会 | 支部会長              |                     |
| 原田 剛   | 北海道札幌方面厚別警察署       | 生活安全課             |                     |
| 神 昭一   | 厚別警察署少年補導員連絡協議会    | 会長                |                     |
| 川内 孝二  | 北海道コカ・コーラボトリング(株)  | 第二本部営業一部札幌第三販売課長  | 後援・支援団体             |
| 河西 敬志  | 北海道コカ・コーラボトリング(株)  | 広報・CSR推進課長        | 後援・支援団体             |
| 山田 直樹  | 札幌市厚別東児童会館         | 館長                | 関係者                 |
| 阿部 武仁  | 札幌市厚別区役所           | 市民部長              |                     |

## 子ども110番の家申請状況一覧

| 年度  | 団体名           | 申請数 |
|-----|---------------|-----|
| 28  | 厚別通小学校父母と先生の会 | 28  |
|     | 上野幌町内会        | 3   |
|     | 青葉地区の子どもを見守る会 | 324 |
| 29  | ポプラ自治会        | 1   |
|     | 厚別通小学校父母と先生の会 | 42  |
|     | もみじ台みなみ自治会    | 23  |
|     | 厚別中央振興会       | 27  |
| 累計数 |               | 448 |

※網掛け部分は前回ネットワーク会議後に申請があったもの

# ●平成29～30年度事業計画

| 時期       | 平成29年度                           |    |                   | 平成30年度 |    |              |                |    |    |     |                   |     |    |    |                |                   |
|----------|----------------------------------|----|-------------------|--------|----|--------------|----------------|----|----|-----|-------------------|-----|----|----|----------------|-------------------|
|          | 1月                               | 2月 | 3月                | 4月     | 5月 | 6月           | 7月             | 8月 | 9月 | 10月 | 11月               | 12月 | 1月 | 2月 | 3月             |                   |
| 防犯ネットワーク |                                  |    | 防犯ネットワーク通信vol.6発行 |        |    | 防犯教室         | 第14回防犯ネットワーク会議 |    |    |     |                   |     |    |    | 第15回防犯ネットワーク会議 | 防犯ネットワーク通信vol.7発行 |
| 厚別区役所    | 小学校校長会で地域安全マップを紹介<br>(1月19日実施済み) |    |                   |        |    | 地域安全マップ(共栄小) |                |    |    |     | 防犯パネル展<br>10月上～中旬 |     |    |    |                |                   |

## 厚別区防犯ネットワーク規約

(設置及び目的)

第1条 厚別区防犯ネットワーク（以下「防犯ネットワーク」という。）は、防犯関係団体、地域住民及び行政など関係機関との連携と協働により安全で安心なまちづくりを進めることを目的として、あつべつ区民協議会内に設置する。

(組織)

第2条 防犯ネットワークは次の団体・機関等により組織し、必要の都度追加できることとする。

2 構成団体は次のとおりとする。

ア 各地区まちづくり会議

イ 厚別区民生委員児童委員協議会

ウ 厚別区青少年育成委員会連絡協議会（厚別区青少年健全育成事業推進会）

エ 小学校長会厚別支部

オ 厚別区中学校長会

カ 厚別区PTA連合会

キ 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会厚別区支部

ク 北海道札幌方面厚別警察署

ケ 厚別警察署少年補導員連絡協議会

コ 札幌市厚別区保護司会

サ 札幌市厚別区役所

3 防犯ネットワークの運営及び活動にあたり、次の関係機関等と連携し支援を得る。

ア 後援・支援団体

北海道コカ・コーラボトリング(株)

イ その他の団体

防犯ネットワークが、その運営及び活動にあたり必要とする団体については、その都度協議のうえ招聘する。

(防犯ネットワークの事業)

第3条 当防犯ネットワークは、参加する団体の情報交換及び相互交流の場とし、次の活動を実施する。

(1) 防犯団体の情報交換、防犯情報の共有

(2) 定期刊行物の発刊

(3) 厚別区ホームページへの防犯情報の掲載

(4) 防犯講演会の開催等

(5) その他、防犯ネットワークの目的達成のために必要な活動

(代表及び副代表)

第4条 防犯ネットワークの代表及び副代表は防犯ネットワーク内での互選とする。

2 代表は、防犯ネットワークを代表し、運営及び活動を総理する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問)

第5条 防犯ネットワークに顧問を置くものとし、厚別区長及び厚別警察署長とする。

(会議)

第6条 防犯ネットワークを運営するため、「防犯ネットワーク会議」を置く。

2 防犯ネットワーク会議は、代表が招集する。

3 代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

4 会議の参加者は各防犯関係団体の代表が指名する者とする。

5 防犯ネットワーク会議では、事業計画、第3条に規定する活動等について審議する。

(事務局)

第7条 防犯ネットワークの運営を円滑に行うため事務局を置く。当事務局は当面の間、札幌市厚別区市民部総務企画課内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、防犯ネットワークの組織及び運営について必要な事項は代表が定める。

この規約は平成24年3月1日から実施する。

この規約は平成27年7月17日から実施する。

この規約は平成28年7月21日から実施する。

この規約は平成28年12月8日から実施する。